

高橋記念賞規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）の高橋記念賞（以下、「本賞」という）について規定する。

2. 本賞は、株式会社アーレスティ（旧扶桑軽合金株式会社）故高橋愛次氏の功労を記念して制定された。

(授賞対象)

第2条 本賞は、軽金属鑄物、ダイカスト、展伸材、二次合金および再生地金等の溶解・鑄造に関連する工業技術の進歩発展に功労のあった技能者に贈る。

(授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

(募集)

第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公募する。

2. 候補者は、本学会の正会員または維持会員である団体に所属する者とする。
3. 応募は推薦によるものとし、推薦者は候補者が所属する支部の支部長とする。
4. 推薦者は、所定の「高橋記念賞候補者推薦書」により、指定された期日までに会長宛に推薦する。
5. 過去に応募した者（受賞者以外）が再び応募してもよい。

(選考)

第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。

- (1) 受賞候補者の選考は、高橋記念賞選考委員会において行う。
 - (2) 理事会は、前号の選考委員会により選考された受賞候補者を審議し、当該年度の受賞者を決定する。
2. 受賞者は、原則として毎年4名以内とする。
 3. 理事会が受賞者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

(授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

(細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

附 則

- 1 . この規程は昭和 53 年 7 月 5 日から施行する。
- 2 . 昭和 56 年 12 月 8 日、一部改定した。
- 3 . 昭和 59 年 5 月 9 日、一部改定した。
- 4 . 昭和 62 年 5 月 12 日、一部改定した。
- 5 . 平成 8 年 8 月 9 日、一部改定した。
- 6 . 平成 9 年 7 月 10 日、一部改定した。
- 7 . 平成 20 年 4 月 22 日、一部改定した。
- 8 . 本規程は、一般社団法人としての第 11 回理事会（平成 24 年 9 月 26 日）において改定した。